

九州大学基金事業推進室規程

平成23年度九大規程第48号
施行：平成23年10月1日
最終改正：令和4年3月31日
(令和3年度九大規程第158号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第3項の規定に基づき、基金事業推進室（以下「推進室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 推進室は、九州大学基金のファンドレイジングに関する次に掲げる業務を行う。

- (1) 個人、企業等を対象とした訪問等による寄附依頼活動及びそのアフターフォロー業務
- (2) 寄附金獲得のための分析、戦略及び企画・立案
- (3) 寄附金のほか、遺贈及び現金以外の寄附に係る相談業務
- (4) その他寄附金に関する全学的業務

(組織)

第3条 推進室は、室長、副室長、グループ長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、総長が指名する理事をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 副室長は、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、推進室の業務を整理する。

3 総長が必要と認める場合は、職員のうちから総長が指名する者を副室長に兼務させることができる。

(グループ)

第6条 推進室に次のグループを置く。

- (1) ファンドレイジンググループ
- (2) 事務支援グループ

2 各グループにグループ長を置き、室長が指名する者をもって充てる。

3 グループ長は、グループの業務を整理する。

(室員)

第7条 室員は、職員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室員は、グループ長の命を受け、所属するグループの業務を処理する。

3 ファンドレイジンググループにファンドレイザーを置く。

4 事務支援グループは、総務部の職員が兼務する。

(アドバイザー)

第8条 推進室に、推進室の業務に関する専門的事項について指導及び助言を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、本学の職員又は本学以外の機関に所属する者で、第2条に規定する業務に関し専門的知識を有する者の中から、室長が指名又は委嘱する者をもって充てる。

(事務)

第9条 推進室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部同窓生・基金課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規程第105号）
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第76号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第158号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。